

**令和 8 年度岩手県政 150 周年記念事業 次世代人材育成プログラム企画・運営等業務
企画提案審査委員会 設置要綱**

(設置)

第 1 条 岩手県附属機関条例（令和 5 年岩手県条例第 4 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度岩手県政150周年記念事業 次世代人材育成プログラム企画・運営等業務委託に係る随意契約の相手方の候補者の決定に係る企画提案書の内容の審査を行うため、令和 8 年度岩手県政150周年記念事業 次世代人材育成プログラム企画・運営等業務企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 3 人をもって組織する。

2 委員の任期は、前条に規定する審査が終了するまでの間とする。

(委員長)

第 3 条 委員会に、委員長を置く。

(秘密保持義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、ふるさと振興部ふるさと振興企画室において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 4 日から施行し、令和 8 年 4 月 3 日をもって廃止する。